



# 道路交通史の一資料としての 中山道馬籠宿の記述に就て

——島崎藤村氏作「夜明け前（第一部）」の史料價值——

和田篤憲

藤村氏は二十年前、感想集「淺草だより」の中で、歴史と題し「現代といふものを研究すればするほど、過去の歴史に書いてないことの澤山あることが分る。過去の歴史を読んで見れば見るほど、現代の真相もある程度までしか歴史の上に傳つて行かないやうな氣がする。今の教育は、あまり歴史上の人物に重きを置き過ぎる。いかに古人に傑れ

たる人があつたとはいへ、要するに過去の人である。吾人何等の直接な交渉もない人である。古人を友とすといふこともあるが、それは自己を見出し得るにとゞまる。吾等に取つては、例へ平々凡々でもそこらに歩いてゐる男や女の方が、昔のエライ人達よりも大事だと思ふ場合が多い。かうして生きてゐるといふことは、どれほど大切なことだ

か知れない。」と書かれた。

そして二十年後の今日、歴史小説の大作「夜明け前」と爲されたのである。これに對して正宗白鳥氏は中央公論昭和七年三月號に於て次の如く詳された。即「年を取るにつれて、氏は過去の時代の真相を素ることに、興味を感じ、深い意味を感じるやうになつたのだ。現代を見極めるには、過去をも討究しなければならぬと、痛切に感じたのであらう。」と。次いで「過去の人間に作者が自己の影を見出したのはいゝ。さうでなければ、藤村氏ほどの人が、單なる面白づくから、歴史小説を書く筈が無いのだ。」と。尙、白鳥氏は「夜明け前」の効果につき言及し「幕府の統治力が衰へて、無法な命令や暴力の横行によつて村民が苦むことは、少しくどいくらゐるにたゞく書かれてゐながら、村民苦痛の光景が、具象的藝術の冴えを以て現はされてゐない……。」といはれる。正宗氏は一層語を進め「いくら當時の史實、當時の村落の生活状態等を記録や、古老の話などによつて詳しく調べたにしろ」氏が見て好評を博し

た「家」よりも一層間接的であるため、あれほど明晰に真相を観察し得られなかつたのである。と言葉を結んで「夜明け前」の不好果の理由とせられる。私は正宗白鳥氏の島崎藤村氏の該著に對する批評の骨子を大體上記の如く約したのである。即、氏は「夜明け前」を純粹に藝術上より評價せられたのである。然し私は藤村氏がこの一大雄篇を爲せらるゝに方り並ならぬ努力を拂はれたことが道路交通史の一資料としても相當立派なるものとなつたことを、史實とも照應してみたいと欲するのである。「夜明け前」(第一部)は木曾古道馬籠宿の幕末に於ける路政を中心とした物語である。

先づ、こゝに參考資料として本書中より抽出し得らるゝものを順次擧ぐれば、大體次の如くである。

- 1 馬籠宿狀況一斑 三頁以下
- 2 武士政治横暴の道路交通に現はれたる状態 二二頁以下
- 3 御茶壺同様の對遇の彦根家中の通行振り 二四頁以下
- 4 尾州家中の大砲運搬狀況 二五頁
- 5 宿役人の心得、職務 四〇頁

- 6 馬籠本陣の作り 六四頁
- 7 宿繼立の状況 七五頁
- 8 大通行の例 八一頁
- 9 家老(肥後)長岡監物通行状況 八四頁
- 10 宿場事務 九一頁
- 11 問屋の弊害 一〇二頁
- 12 關所手形 一二三頁
- 13 木曾十一宿の分布 一二六頁以下
- 14 木曾福島の關所改め 一三一頁以下
- 15 宿驛に於ける浪花講 一三四頁
- 16 馬籠より板橋へ十一日次 一四三頁
- 17 和宮降嫁と助郷 二五三頁以下 二五五頁以下
- 18 傳馬、助郷一般に就て 二五八頁以下
- 19 和宮通行と助郷愁訴 二六〇頁以下
- 20 助郷負擔軽減願書 二六三頁以下
- 21 助郷問題の將來 二七二頁以下
- 22 和宮通行と宿助郷 二八三頁以下
- 23 繼立用米四十八俵 二八八頁以下
- 24 和宮通行と道普請 二九〇頁以下
- 25 和宮通行様式 二九二頁以下
- 26 木曾古道大通行の記憶 二九四頁
- 27 木曾古道大通行の結果 二九五頁
- 28 京都役人の不正 二九五頁
- 29 各宿下賜金 二九九頁
- 30 參觀交代取止の沙汰 三一二頁以下
- 31 助郷轉嫁と和宮通行の先例 三一六頁
- 32 助郷に起因する鄉村の損失 三一七頁以下
- 33 文久年代幕府諸改革の眞意 三一八頁
- 34 人馬繼立に使用したる各所合印 三二〇頁
- 35 馬籠宿場の有様 三七九頁
- 36 勅使代理、日光例幣使の暴狀 三八九頁
- 37 例幣使の有様と其使命 三九一頁
- 38 木曾路と大通行 四〇〇頁
- 39 參勤交代制度改革と定助郷設置の願 四一〇頁以下
- 40 木曾十一宿特に馬籠宿の位置 四一六頁
- 41 本陣、食器等を持參して大通行をなす所以 四一九頁以下
- 42 問屋 四二〇頁以下
- 43 大阪御番衆の通行に於ける助郷 四二六頁以下
- 44 道中不正 四三二頁
- 45 不正實目 四三三頁

46 助郷と問屋 四四八頁

47 助郷と課役減 四四八頁以下

48 入馬繼立帳を道中奉行に差出すこと 四六四頁以下

49 道中奉行に面接し道路狀況言上 四六八頁以下

50 幕末江戸の宿屋 四七九頁

51 道中奉行に對する願書一件 五〇一頁以下

52 參觀交代の復活 五〇五頁以下

53 物價騰貴と大名の參觀交代 五八九頁

54 參觀交代の大名數減ず 六〇〇頁以下 六〇一頁

55 民間其他の交通量増加 六〇一頁

56 馬籠宿相續願 六七一頁以下

57 幕末例幣使に對する宿驛の態度 六九八頁以下

以上の中には斷片的のものや單なる古老の思ひ出話に過ぎないものも多々あるが、道路研究に對して齊しく參考資料たるを失はない。私は今これらの凡てに對して史實を一一々吟味するの煩に堪へないが、この中若干のものを取捨すれば左の三項に要約することが出来るであらう。

即、(一)馬籠宿及其近傍 (二)宿驛と通行 (三)道中諸改革問題がこれである。

以上三者の中、特に馬籠宿及其の近傍、宿驛と通行につきて藤村氏の叙述を見ることゝしよう。

### 馬籠宿及其近傍

先づ馬籠宿及其の近傍に於ては馬籠宿の位置と宿の構成其の近傍及生活狀況一斑と宿驛本陣問屋に就て藤村氏の叙述を見、その資料としての價值を確めることゝしたい。

楮、馬籠宿の位置につき氏はいふ。馬籠は木曾街道六十九次の中、木曾十一宿の一に位してゐる。然して木曾十一宿は凡そ三に分けられ馬籠、妻籠、三留野、野尻を下四宿といひ、須原、上松、福島を中三宿といひ、宮の越、蕨原、奈良井、贄川を上四宿といふ。(一二六頁以下) この木曾十一宿の位置は江戸と京都の凡そ中央のところにあたる。精しく云へば、鳥居峠あたりを其實際の中央にして、それから十五里あまり西寄のところに馬籠の宿があるが、十一宿を引つくるめて中央の位置と見てよい。(四一六頁) との旨を述べられてゐる。然らば將して、木曾十一宿が京と江戸との中央部にありや、尙正確にいへば馬籠が京と江戸との間

に於て中央より十五里餘京に近寄つた位置にありや否やに就て私は吟味したい。

大日本早見道中記(富士谷東遊子校正)に依れば京と江戸との間の道路上の距離は凡百三十八里二十四町となり、京から馬籠まで凡五十五里三十二町で、江戸より叡川まで凡六十二里二十五町であり、京江戸間の距離の半が凡六十九里十二町となり、十一宿の距離が凡二十里三町であるから、實際木曾十一宿中にその中央があることとなるが、江戸より凡六十九里十二町といふのは大體福島にあつてゐる。それは又馬籠から凡十三里十六町の位置にある。即、該記に依れば當宿より江戸まで八十二里二十四町であるが幕府調、中山道村は大概帳によれば八十三里六町四十七間とある。から、云はれる處と殆んど同じいのである。

抑、中山道宿村大概帳、第六卷、馬籠宿に依れば天保十四年頃に於ける馬籠宿は尾州領、信濃筑摩郡にある宿内戸數六十九、人口七百拾七人の小部落に過ぎず、その中に本陣、脇本陣(共に中町にあり)と宿屋十八軒とがあつたの

である。然して本陣は建坪凡百三十坪とあり、門構玄關附で、脇本陣は建坪凡六十四坪で、門構、玄關は共に無かつたとある。

高札場は壹ヶ所あり、人馬繼問屋場は二ヶ所、これも中町にあつて、壹ヶ所は左、一ヶ所は右にあつた。然して問屋貳人、年寄四人、張付、人足差、馬差等各々貳人が居り右左兩問屋十五日交代で壹役壹人づゝ驛宿につめて人馬の繼立事務を見てゐたのである。尙宿建人馬は貳拾五人貳拾五匹とあり、こゝには關人馬として繼立に用ひない人馬を置いては居なかつた。然してこの村の生計の一般は大凡次の數項によつて察知することが出來よう。

- 一 此宿往還兩側飛々家並にて其餘尾州領林山々也
- 一 此宿無高二而田畑し
- 一 此宿春水は川水を用ひ
- 一 農業の外旅籠屋は旅人の休泊を請又は食物を商ふ茶店有之  
其外諸商人少し
- 一 五穀の外時々野菜を作る
- 一 此宿市日立なし

と、此宿から湯船澤村へ凡九町、惠那山へ凡五里であり、隣宿妻籠へ二里、落合へ一里五町餘と誌されてゐる。

併交通史の大家樋畑雪湖氏の「江戸時代の交通文化」宿驛中(同本二〇七頁以下)に於いて一般宿の構成につき曰く

中央に高札場があつて、例の切支丹禁制、正徳の驛傳制札等六、七枚が掲げてある。其附近には人馬糞替の空地と問屋場門構と倉庫と支關とがいかめしい旅館即ち本陣・脇本陣から三・四・五級所の宿屋・馬指・人夫頭人足溜・馬小屋等の外に、宿の入口・出口即ち棒鼻と稱する所には掛茶屋がある。是を立場茶屋といふ。宿泊せぬ旅人は茲に休息して人足・駕籠舁の糞替をすます。多くは名物の餅類を饗ぐ。云々と。

即、これに對して藤村氏が叙述せられて馬籠宿の構成は次の如くである。

宿場らしい高札の立つところを中心に、本陣、問屋、年寄、傳馬役、定歩行役、水役、七里役(飛脚)などより成る百軒ばかりの家々が主なる部分で、まだその他に宿内の控へとなつてゐる小名の家数を加へると六十軒ばかりの民家を數へる。荒町、みつや、横手、中のかや、岩田、峠などの部落がそれだ。そここの宿はづれでは狸の膏藥を賣る。名物栗こはめしの看板を軒に掛

けて、往來の客を待つ御休處もある。

其云へる處正確であるこゝに同宿の戸數につき一言するに、先に述べた中山道宿村大概帳には同宿の天保十四年調には戸數六十九と書かれてゐるが、もしこれを正しとすれば同時代の記述として述べられた上記馬籠宿の構成に於て戸數百軒ばかりと書かれてゐるのは多少其差のあることを看取するのであつて、恐らく幕末か明治初年代に於ける同宿の戸數を參考せられたものではあるまいかと思はれる。

其附近の地名として惠那山のことを點景せられてゐるのは二三見る處で「廣い空は惠那山の麓の方にひらけて(四頁)や「古い歴史のある御坂越をも、こゝから惠那山脈の方に望むことが出来る。大寶の昔に初めて開かれた木曾路とは、實にその御坂を越えたものであるといふ。その御坂越から幾つかの谷を経て、惠那山の裾の方には、霧が原の高原もひらけてゐて、そこにはまた古代の牧場の跡がかすかに光つてゐる。(七頁以下)と。次に、其環境が尾州領の森林地帯であつたこと、従つて生活に苦心した民など對

して、檜木、樺、明檜、高野楨、櫟——これを木曾の五木といふ。さういふ樹木の生長する森林の方は殊に山も深い。この地方には巢山、留山、明山の區別があつて、巢山と留山とは絶対に村民の立ち入ることを許されない森林地帯であり、明山のみが自由林とされてゐた。その明山でも、五木ばかりは許可なしに伐採することを禁じられてゐた。これは森林保護の精神より出たことは明かで、木曾山を管理する尾張藩がそれほどこの地方から生れて来る良い材木を重く視てゐたのである。取締りはやかましい。すこしの怠りでもあると、木曾谷中三十三ヶ村の庄屋は上松の陣屋へ呼び出される。吉左衛門の家は代々本陣庄屋問屋の三役を兼ねたから、その度に庄屋として、背伐りの嚴禁を犯した村民のために言ひ開きをしなければならなかつた。檜一本でも馬鹿にならない。陣屋の役人の目には、どうかすると人間の生命よりも重かつた。「(八頁以下)」と叙べてゐる。次で本陣に對する氏の叙述を見るに、

氏は馬籠の本陣を説明し次の如くに云つてゐる。馬籠の

本陣は二棟に分れて、母屋、新屋より成り立つ。新屋は表門の竝びに續いて、直ぐ街道と對ひ合つた位置にある。別に入口のついた會所(宿役人詰め所)と問屋場の建物がそこにある。「(六四頁)」この本陣に就ては尙一層詳細な叙述がなされてゐる。即ち「本陣とは何をしなければならぬところか。これは屋敷の構造が何よりもよくその本來の成り立ちを語つてゐる。公用兼軍用の旅舎と言つてしまへばそれまでだが、こゝには諸大名の乗物をかつぎ入れる廣い玄關がなければならぬ。長い鎗を掛けるところがなければならぬ。消防用の水桶、夜間警備の高張の用意がなければならぬ。いざと言へば裏口へ抜けられる嚴重な後方の設備もなければならぬ。本陣といふ言葉が示してゐるやうに、これは古い陣屋の意匠である。二百何十年の泰平の夢は多くの武家を變へ、その周圍を變へたけれども、しかしそれらの人達の持つ設備と形式とは昔のまゝ斯うして家敷に残つてゐる。食器から寢道具まで携帯する大名の旅は、おそらく戦時を忘れまいとする往昔の武人が行軍の習慣の

保存せられたもので、それらの一行がこの宿場に到着する毎に本陣の支關のところには必ず陣屋のやうな幕が張り廻される。大名の以外には公卿、公役、それに武士のみが、こゝへ来て宿泊し、休息することを許されてゐるのだ。〔四一九頁以下〕その説明は從來の千變一律、踏襲的な記録より一步出でて本陣研究に一家言をはいてゐる。

「徳川時代之武藏本庄」〔一六三頁以下〕にも問屋場のことについて述べてゐる。勿論これは武藏本庄宿のものに就てであるが其本質に至つては變るところがない。即、それに據ると問屋場とは人馬繼立諸荷物運送の事務を取扱ふ宿驛の役所といふことが出来る。その職務を問屋場備付の書類によつて察するに、(一)人馬日縮帳 (二)割込帳 (三)牛觸帳 (四)勿錢預帳 (五)往還入用帳の五つがあつて、仕事の性質を示してゐるが、(一)は遣拂つた宿助郷の人馬を明記すること、(二)は人馬の割當をなすこと、(三)は先觸を記入すること、(四)は勿錢あるとき之を相當の金主に預け、其預帳として受取るもの、(五)は往還諸入費の控帳である。

然して藤村氏はこゝに於ても先に本陣に述べられたが如く、單なる記録の謄寫ではなく、廣く史實を綜合せられ、特に馬籠宿のそれに關する特殊的研究に力を入れて書かれた處次の如くになつて居る。問屋は何をしなければならぬといところか。」と先づ氏は反問せられ、次でそれに答へてゐる「半藏の家(本陣、問屋、年寄の三役を兼ねてゐた)に附屬する問屋場などは、明らかに本陣と同じ意匠のものにあるもので、主として武家に必要な米穀、食糧、武器、その他の輸送のために開始された場處であることが分る。

これはまた時代が變遷して來ても、街道を通過する公用の荷物、諸藩の送り荷等を繼送るだけにも、かなりの注意を拂はねばならない。諸大名諸公役が通行の折の荷物の繼立ては言ふまでもなく、宿人馬、助郷人馬、何宿の戻り馬、在馬の稼ぎ馬などの數から、商人荷物の馬の數まで、日々問屋場帳簿に記入しなければならぬ。のみならず、毎年あるひは二三年毎に、人馬徴發の總高を計算して、それを人馬立辻と稱へて、道中奉行の檢閲を経なければならぬ



5、(四二〇頁以下)言へるところは簡略ではあるが、要領を得た説明である。即資料としても亦立派に價値を見出し得るのである。

以上で甚だ概略ながら馬籠宿と其の近傍に就て其資料の價値を見たのである。以下宿驛通行の名の下で農民を無視した日光例幣使の暴狀及大通行の一例としての和宮降祿と宿驛につき特に馬籠の宿の立場より該資料を中心に少々考察することとする。

### 宿驛と通行

木曾街道で恐怖の的となつてゐたものに、幕府所屬の宇治御茶壺御用及勅使代理の日光例幣使を擧げることが出来るよう。

抑々例幣使とは如何なるものであらう。

文久三年癸亥四月、大目付へ給つた公儀御觸によれば、(日本財政經濟史料、卷十、九二〇頁)日光例幣使は勅使同様に取扱ひ萬石以上以下之面々も途中行逢の節は下乗下馬する様取締をなすべき旨を申渡してゐる。此日光例幣使の

本體は日光例幣勅使證本(日本財政經濟史料、卷九、六〇六頁以下)に據れば、人足五十人、馬三十匹の待遇をうけたる公卿の稱である。然るに(江戸時代の交通文化、三六六頁以下)文政五年の調書に依れば同年より同八年に至る五年間に於て、其供連や、供物に規定以外の人馬を使用し其代金は六百八十八兩に上り、沿道宿驛間屋場の立替となつて、證文外人足賃の未拂となつて居るので、文政八年十二月幕府は京都所司代に督促したが、(驛遞志稿考證第一千二百四節)該負債を償還することが出来ないで、特例を以て之を棄捐したのである。尤も幕府は日光例幣使費用として山城國相樂郡に於て收米三百三十石、其の代金三百三十兩の地を宛てゝゐたのであつた。然し、文政十一年に至り再び増傳馬を認めるの結果となつてゐる。同勅使代理は由來皇室と徳川靈廟とを結びつける筈の使者でありながら公武合體の役にはたゝず、反つてそれをぶちこわし行く結果を招くやうな行動を敢てした(三九一頁)と藤村氏は述べてゐる。尙氏は其狀況について次の如く述べてゐる。(三

八九頁)「公卿、大僧正をはじめ、約五百人から成るそれらの一行が金の御幣(但し金幣は函の中に收めあり)を奉じてねり込んで来て、最近にこの馬籠の宿でも二十兩からの祝儀金をねだつて通り過ぎた。云々」と尙、(三九二頁)日光例幣使は高百五十石の公卿であるが、其暴状の一斑をば氏は子供をしてそはしめて云ふ。そは木曾街道の如き天恵少い地方の民にはこの勅使代理の暴状がかく迄も強く印せられたものであらう。(三八八頁以下)

「やあ、例幣使さま。」

母屋の圍爐裏ばたでは、下男の佐吉がそんなことを言つて子供に戯れてゐる。おまん(吉左衛門の妻)も裏二階の方から来てお民(半蔵の妻)と一緒にゐる。家族のあるものは既に早い朝の食事をすまし、あるものはまだ膳に向つてゐる。そこへ吉左衛門が入つて来た。

「いゝえ正己は例幣使さまぢやありません。」とおまんが三番目の孫に言つて見せる。

「おとなしく御飯を食へるものは、例幣使さまぢやないで。」

とまた佐吉が言ふ。圍爐裏ばたの隅のところに片足を折曲げ、食事をするにも草鞋ばきのまゝでやるのがこの下男の癖だつた

「佐吉、俺は例幣使さまぢやないぞい。」  
と總領の宗太が言ひ出したので、圍爐裏ばたに集つてゐるものは皆笑つた。

がこれである。この様な例幣使に對して馬籠宿の人々は果して徹底的に服従したであらうか。幕末に至つてはつひに服従に服従を重ねて来た同地方の人々も、こんな恐しい例幣使の掠奪に對しては最早忍耐が出来ず、問屋場の人々迄も逃げ出して、其掠奪から己が身を保護したことがあるやうに、(六九八頁以下)氏によつて書かれてゐる。勿論其眞偽の程に就ては知ることが出来なかつたが、勅使代理一行の不法振の一斑、それに對して同宿の人々の心持が如何やうになつて行つたか、如何やうにせなければならなくなつたかを知ることが出来るのである。勿論日光例幣使は往路木曾道中に依り、歸路は東海道を選んだものである。(江戸の交通文化三六七頁所載)の道中奉行の宿觸參照)

文久元年酉歲冬史乘に有名な和宮の降嫁は沿道諸村民に對して果して如何様な影響を及ぼしたであらう。

先づ其御下向御行列の大様を見ることゝしよう。(文久元

年和宮

様御下向御行列併御  
固御宿泊附木版刷物) 卽、左の如くである。

○御母公

觀行院殿局

御附衆數多峯之

○從御所御差副

宰相典侍御局

(御下能登殿、御末衆御女中、御服所松枝)

御乳人婦志之御乳、御年寄御女中、物御女中衆數多)

○供奉御公卿方

正二位

中山大納言忠能卿

從二位菊亭方

今出川中納言實順卿

從三位中將

橋本宰相實麗卿

正三位

萩原刑部卿員光卿

○供奉殿上人

正四位下

今城左中將定國朝臣

同

千種左中將有文朝臣

從四位上

岩倉侍從具視朝臣

從四位

富小路中務大輔敬直朝臣

正四位下

橋本大夫實梁朝臣

正五位下

小倉大夫長季朝臣

六位藏人

北小路左近將監俊昌朝臣

奉行職事後騎

正四位上

葉室右大辨長順朝臣

○御列外御用御參向

武家傳奏

從一位

廣橋一位光成卿

野宮宰相定功卿

右御方々横諸大夫雜掌等御付御人名畧之

○御差添御醫

中山典藥大屬兼攝津守

藤本典藥權助兼伯耆守

河原若狹守

福井三河守

高階筑前守

○京都御用掛

廣橋一位前大納言

中山大納言

橋本相宰野宮相宰

御番頭代  
松室 豐後

御献上方  
鴨脚 加賀

同加勢  
同 伯耆  
松尾 但馬

御取次御用掛  
取鹿 織部正

土山 淡路守

渡邊 下總守

同代  
村雲 右近 府生

御清間御道具吟味役

遠藤 木工

御書記  
遠藤 左近

吉村 左衛門尉  
佐藤 賴母

研 究

仕丁頭  
栗津 與四郎

池村 兵助

山田 權吉

御煮方  
清水 伊三郎

御勅使帳役  
山田 龜太郎

坂田 由太郎  
鳥居 仙三郎

同下役  
西村 吉三郎

澤田 敬三郎

○御附象

御家司  
座田 右京權亮

安見 右衛門大尉

御睛方  
世織 右衛門尉

御板元  
水谷 左衛門尉

○御奏者兼御使番  
早川 正親

内藤 隼人祐

進藤左番長

高島大藏

三澤左近將曹

北大路織部

山田掃部

此他に江戸から差越された出迎の御上藤花園殿を始め前  
駈諸大夫十人、惣御用掛、京都所司代酒井若狭守、御用掛  
兼御供の關出雲守、御用掛り原伊豫守、御用掛り兼御供瀧  
川播磨守、御用掛り禁裏附阿部越前守、道中奉行酒井隱岐  
守、道中御普請用懸り關根又左衛門以下多數の同勢が行列  
に加はつて行くのである。これがために道路の修繕が必要  
とせられ馬籠の宿でも道路は二間にして、道幅はすべて二  
間見通しといふことに改められて石垣まで動かして修理し  
たとあるが、(二九〇頁)問題はそんな小さな事ではなかつ  
た。藤村氏はこの大通行を控へて當惑した木曾の人々の心  
中を寫してゐる。(二五五頁以下)

「木曾谷、下四宿の宿役人としては、しかしたゞそれだけ  
では濟まされなかつた。彼等は一度は恐縮し一度は當惑し

た。多年の經驗が教へるやうに、この街道の輸送に役立つ  
御傳馬には限りがある。木曾谷中の人足を寄せ集めたところ  
で、その數はおほよそ知れたものである。それにはどう  
しても伊那地方の村民を動かして、多數な人馬を用意し、こ  
の未曾有の大通行に備へなければならぬ。木曾街道六十  
九次の宿場は最早嘉永年度の宿場ではなかつた。……天保  
年度のそれではもとよりなかつた。いつまで伊那の百姓が  
道中奉行の言ふなりになつて、これほど大掛りな人馬の微  
集に應ずるかどうかは頗る疑問であつた。」

即、問題は助郷問題となつて現はれたのである。

この結果伊那助郷が下四宿のために助郷することとなつ  
たが、愁訴を企て結局は三十一ヶ村の助郷を六十五ヶ村で  
分擔することとなつた。(二六〇頁)と書いてゐる。尙尾州  
の領分から隣宿美濃落合の繼立場に千人もの人足が詰める  
ことになつた話や、木曾街道々中のために、越後越中方面  
からも六十六萬石の高に相當する人足が出て加勢すること  
となつたが、尙不足らしいと云ふやうな話も出してある。

(二八四頁)かゝる助卿問題の紛糾裏に兎も角も用意は整備し、和宮一行は、かくて文久元年十月二十日に東下の途へ就かれた。其宮の一行は二十七日太田宿泊、二十八日中津川泊、二十九日は馬籠御通行の日となつた。(二九〇頁以下)其日の九つ半時に姫様の御輿が馬籠を通つた。其有様を述べた文章。(二九二—二九三頁)

九つ半時に、姫様を乗せた御輿は軍旅の如きいでたちの面々に前後を護られながら、雨中の街道を通つた。殿めしい鐵砲、纒、馬籠の陣出は、殆んど戦時に異ならなかつた。供奉の同勢はいづれも陣笠、腰辨當で供男一人づゝ連れながら、その前後に随つた。中山大納言、菊亭中納言、千種少將(有文)、岩倉少將(具視)、その他宰相の典侍、命婦能登などが供奉の入々の中にあつた。京都の町奉行關出雲守が御輿の先を警護し、御迎として江戸から上京した若年寄加納遠江守、それに老女等も御供した。

その叙述は先の行列番附によつてしらべても勿論誤のないばかりではなく、行列の有様を如實に寫して参考としてゐる。

以上概略ながら島崎藤村氏の傑作「夜明け前(第一部)」に現はれたる道路交通資料を見たのである。藤村氏が且て二十年前に懷かれたる歴史觀から今日この大作を爲さるゝに至つた根底たる傑れた歴史觀に到達せらる迄の長い間の努力に私は敬服せずには居られないのである。實に「夜明け前」に現はれたる道路交通史料は其確實さに於て尊い参考となり得るものが多いと信ずる。

◇ × ————— × ◇

◇ × ————— × ◇